

1．件名：「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に係る面談」

2．日時：令和2年7月22日(水)10時20分～11時50分

3．場所：原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4．出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、中川上席安全審査官、平野主任安全審査官、田尻安全審査官

専門検査部門

村尾企画調査官、早川上席原子力専門検査官

日本原燃(株)

大久保 理事 再処理事業部副事業部長 他11名

5．要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、新規制基準に係る再処理施設の今後の設計及び工事の計画の認可申請(以下「設工認申請」という。)に関し、これまでの設工認申請に係る面談(1、2、3)を踏まえて資料の提示があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

- ・資料2での類型化の考え方については、設備単位で評価項目が分けられるものではなく、どの評価項目も重要度の高い設備が関連することから、許可整合性及び技術基準適合性の観点で評価が必要な項目を整理した上で、評価項目毎に評価方法等から類型化のイメージを整理すること。その上で、類型毎に関連する設備の重要度と代表性の考え方を整理すること。
- ・資料3での申請書の構成については、「設備の概要(変更の概要)」は基本設計方針で記載すべきものと変更理由で記載すればいいものと考えられる。また、添付書類についても、類型化の検討を反映できるように、設備単位の図書ではなく評価項目毎のものとして、以前の面談で整理がされていたように、実用炉の添付書類の構成を参考に改めて整理すること。

- ・資料4での仕様表の対象の考え方については、設計基準対象施設と重大事故等対処施設の区別よりも、まずはこれまでの面談で伝えているとおり許可整合性及び技術基準適合性の観点で特定すべき仕様の考え方を整理する必要がある。設計の品質管理として用いる様式類で整理中とのことだが、考え方を共有していないと手戻りが発生するため、現在作業中のものについて一例を示すこと。
- ・資料5での初回設工認申請までのスケジュールについては、上述の対応を念頭に、類型化の検討と申請書の構成及び仕様表の対象の検討は並行して面談を順次行うこととし、それとは別に分割申請の考え方については早期に提示するよう、今後の面談を計画すること。

(3) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

## 6. その他

### 提出資料

- 「再処理施設の設工認申請書の説明方針について」
- 「資料1 設工認申請対象施設と規則との関係一覧(再処理施設)(案)」
- 「資料2 設工認申請を行う評価項目の類型化の考え方について」
- 「資料3 設工認申請書の構成について」
- 「資料4 設工認における仕様表作成対象の考え方の整理について」
- 「資料5 初回の設工認申請までのスケジュール」

### 1 令和2年5月14日の面談

「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に係る面談」

### 2 令和2年5月19日の面談

「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に係る面談」

### 3 令和2年6月4日の面談

「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に係る面談」